



警察庁とJ.A.F(日本自動車連盟)が昨年十月一日から十月十日にかけて合同で実施した「シートベルト着用状況全国調査」によると、一般道路におけるシートベルトの着用率は依然として低く、後部座席は三人に一人しかシートベルトを着用していない結果となつた。

警察庁・JAP  
合同調査

# シートベルト着用状況全国調査を公表



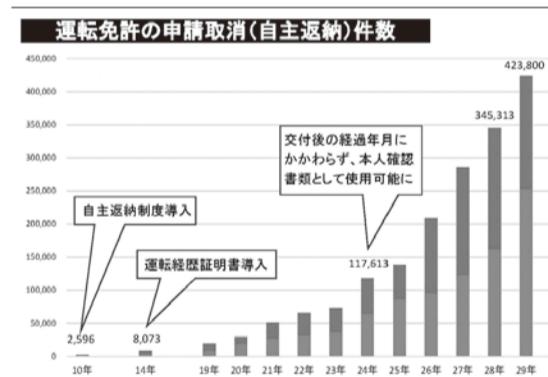
〇%を超える結果となる一方で、後部座席同乗者の着用率は一般道路で三六・四%（前年比〇・四%増）、高速道路等で七四・四%（同二・六%増）と、着用率は微増となつてはいるものの、他の座席と比べ着用率は大幅に低く、また、一般道路と高速道路等では約二倍の差が生じていた。今回の調査では、一般道路での着用率の低さが目立ち、シートベルト着用の重要性や非着用時の危険性が十分に認識されていないことを示す結果となつた。

後部座席同乗者へのシートベルトの着用は、平成二十年六月に義務化

するよう、今後は様々な活動を行つていくとしている。

なお、同調査は北海道でも一般自動車道十八箇所、高速自動車道等三箇所で行われ、北海道の着用状況は、運転者の着用率は一般道路で九八・六%、高速道路等で一〇〇%、助手席同乗者は一般道路で九六・六%、高速道路等で九九・五%、後部座席同乗者は一般道路で三七・六%、高速道路等で九〇・六%と、いずれも全国値を上っているが、一般道路での後部座席同乗者の着用率は全国平均同様、三〇%台となつてゐる。(図下)

		北海道		全国平均	
一般道路	運転者	着用率 98.6%	増減 + 0.6%	着用率 98.6%	増減 + 0.1%
	助手席同乗者	96.6%	+ 2.7%	95.2%	+ 0.3%
	後部座席同乗者	37.6%	+ 6.2%	36.4%	+ 0.4%
	運転者	100%	+ 0.1%	99.5%	0.0%
高速道路等	助手席同乗者	99.5%	+ 0.1%	98.3%	+ 0.3%
	後部座席同乗者	90.6%	+ 3.0%	74.4%	+ 2.6%



は、六六・二%まで普及が進んでいた。しかし、この自動ブレーキを搭載する。(図下)

装置として先行するクルマや歩行者など周囲の障害物を検知し、追突や衝突の恐れがある場合に音や警笛などでドライバーに衝突回避を促し、衝突が避けられないと判断した場合に限り、自動的にブレーキが作動する装置。

国土交通省は、近年普及が進んでいる衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）について、ユーザーの過信防止を目的とした啓発動画をホームページにて公開し、注意を呼びかけている。

したクルマによる事故削減効果が認められる一方で、自動ブレーキが正常に作動していても、走行時の周囲環境や路面の状態等によっては、障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことが確認されている。

平成二十一年 国交省の調べによると、七年の自動ブレーキに関わる不具合情報は三四〇件に上り、十分に作動しなかつた事案が八八件、勝手に作動した事案が二四九件あり、このうち衝突などで物損事故や人身事故に繋がった事案が八二件確認され、歩行者がはねられ死亡した事故も一件含まれていた。

走行試験の動画をホームページに公開し、使用上の注意点などを解説している。

また同省は、自動ブレーキは運転支援の補助装置であり、衝突を完全に回避できない場合があることから、「システムを決して過信せず細心の注意を払つて運転すること」「作動する条件は車種により異なるため自動車の取扱説明書を必読し把握すること」など、注意を促している。

The graph illustrates the increasing percentage of new cars equipped with anti-lock brakes over four years. The y-axis represents the percentage from 0% to 70%, and the x-axis represents the years Heisei 24 through Heisei 28. The data shows a steady upward trend:

Year	Percentage
Heisei 24	4.3%
Heisei 25	15.4%
Heisei 26	41.1%
Heisei 27	45.4%
Heisei 28	66.2%

七十五歳以上の高齢ドライバーの運転免許の更新時認知機能検査を強化した改正道路交通法が昨年三月十二日に施行されてから一年が経過。警察庁は、改正法が施行されてから今年三月までの一年間で、施行前年の約三・二倍にあたる一八九二人が

認知症と診断され運転免許の取り消し、または停止処分を受けていたことを明らかにした。

昨年三月に施行された改正法は、これまで七十五歳以上の高齢ドライバーが、免許更新時の認知機能検査で第一分類（認知症の恐れがある）と判定を受けた人のうち、一定の交通違反をした人に限り医師の診断を命じていたものを、認知症の恐れがある第一分類の判定を受けた全ての人に対し医師の診断を命じ、また逆走など一定の交通違反をした人へも検査（臨時認知機能検査）を義務付け、強化を図っている。

警察庁がまとめた「改正道路交通法の施行状況（高齢運転者対策）」によると、改正法の施行から今年三月末までの間に、前年を四四万人上回ることを明らかにした。

回の二〇万五四七人の高齢ドライバーが更新時認知機能検査を受け、五万七〇九九人が認知症の恐れがある第一分類に判定された。

**効果有十分。誤作動?**



**改正道路交通法の施行から一年  
認知症で免許取り消し一八〇〇人超え  
検査強化で三・二倍に増加**

警察厅

A cartoon illustration of a large, dark grey car with a smiling face, surrounded by four excited people (two men and two women) who are shouting or cheering.

# カーライフの もしもをトータルサポート 北自共のカーパック

自動車共済・自賠責共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

## 北海道自動車共済協同組合 旭川支部

旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320

本部：札幌 他支部：函館・室蘭・北見・帯広

～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～



第364号

# 安全のためにできること

## 適性診断を受けましょう

NASVA  
旭川支所

旭川地方自家用  
自動車協会は  
交通安全運動を  
推進します

# 六月の強化月間中 三四〇台を検査 車検切れ一台捕捉

(旭川運輸支局)

土曜日も第一・第三は開業してお  
ります。(次の平日は休業)。  
適性診断では、次のような項目を  
測定します。

①判断動作のタイミング、②動作の  
正確さ、③注意の配分、④安全運転  
態度、⑤危険感受性、⑥疲労蓄積  
度、視覚機能として、①視野、②動  
体視力などです。

測定終了後、注意が必要な点等を  
印刷した診断票を発行します。  
また、適性診断の効果を上げるた  
め、診断終了後に助言・指導を実施  
するカウンセリング付きの診断もあ  
ります。

このカウンセリング付き診断では  
付けており、インターネット又は電  
話で申込が可能です。

ナスバ旭川支所では、午前は九時  
三〇分と十時三〇分、午後は十三時  
三〇分と十五時〇〇分と、一日に計  
四回診断を実施しております。

自動車事故対策機構旭川支所  
TEL 〇一六六一四〇一〇一一

この不正改造車排除強化月間中は独  
立行政法人自動車技術総合機構旭川  
事務所、各警察署及び自動車関係団  
体の協力の下、街頭検査を集中的に  
実施し、自動車ユーチャーへ点検・整  
備の必要性や不正改造車の違法性及  
び自動車の安全走行の重要性等につ  
いて周知徹底を図りました。

当該期間中の街頭検査は、留萌  
市、羽幌町、美瑛町で行われ、計五  
十五名を動員し、延べ三四〇台の車  
両を検査しました。

このうち羽幌町で行われた検査で  
車検切れのまま運行していた無  
車検車を一台捕捉し、所轄の警察署  
へ引き渡しました。

また、同時に実施した定期点検整  
備実施率調査では、実施率は七一・  
四%と前年度の六九・一%を二・三  
%上回る結果となりましたが、依然  
として自動車ユーチャーの保守管理・  
法令遵守意識が希薄化しており、保  
守管理意識の向上が必要なところ  
です。

同支局では、六月の強化月間以降  
も引き続き、不正改造車の根絶や定  
期点検整備の推進と重要性を啓発し  
ていくとしています。

車検切れのまま運行してお

る車両によるものと思われる排  
ガス濃度異常の車両一台、合計二  
台の整備不良車両を発見し、これら  
の車両のドライバーに整備命令書を  
交付し、十五日以内に必要な整備等  
を行い運輸支局へ現車を提示するよ  
う命じました。

また、タイヤの残り溝が少ない車  
両一台、運転席・助手席窓ガラスへ  
の着色フィルム貼付車両一台、球切  
れ等の灯火類の整備不良五台やフ  
ロントガラスへの吸盤類の取付け等  
の保安基準不適合の二一台の自動車  
ユーチャーに對しては、その場で警  
告・改善指導が行われました。

なお、羽幌町で行われた検査にお  
ける車両のドライバーに整備命令書を  
交付し、十五日以内に必要な整備等  
を行い運輸支局へ現車を提示するよ  
う命じました。

車検切れのまま運行してお

る車両によるものと思われる排  
ガス濃度異常の車両一台、合計二  
台の整備不良車両を発見し、これら  
の車両のドライバーに整備命令書を  
交付し、十五日以内に必要な整備等  
を行い運輸支局へ現車を提示するよ  
う命じました。

また、タイヤの残り溝が少ない車  
両一台、運転席・助手席窓ガラスへ  
の着色フィルム貼付車両一台、球切  
れ等の灯火類の整備不良五台やフ  
ロントガラスへの吸盤類の取付け等  
の保安基準不適合の二一台の自動車  
ユーチャーに對しては、その場で警  
告・改善指導が行われました。

なお、羽幌町で行われた検査にお  
ける車両のドライバーに整備命令書を  
交付し、十五日以内に必要な整備等  
を行い運輸支局へ現車を提示するよ  
う命じました。

車検切れのまま運行してお

る車両によるものと思われる排  
ガス濃度異常の車両一台、合計二  
台の整備不良車両を発見し、これら  
の車両のドライバーに整備命令書を  
交付し、十五日以内に必要な整備等  
を行い運輸支局へ現車を提示するよ  
う命じました。

車検切れのまま運行してお

る車両によるものと思われる排  
ガス濃度異常の車両一台、

